

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

春日井市立柏原小学校

1 いじめの定義

いじめとは児童と一定の人間関係にある、他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が苦痛を感じているものとする。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行うことが必要である。その際、いじめには、多様な様態があることを考慮し、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにしていく。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づいて設置した「校内いじめ・不登校対策委員会」を活用し、組織的に判断する。

さらに、いじめのうち、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなどは重大事態として扱う。

2 いじめの防止についての基本的な考え方

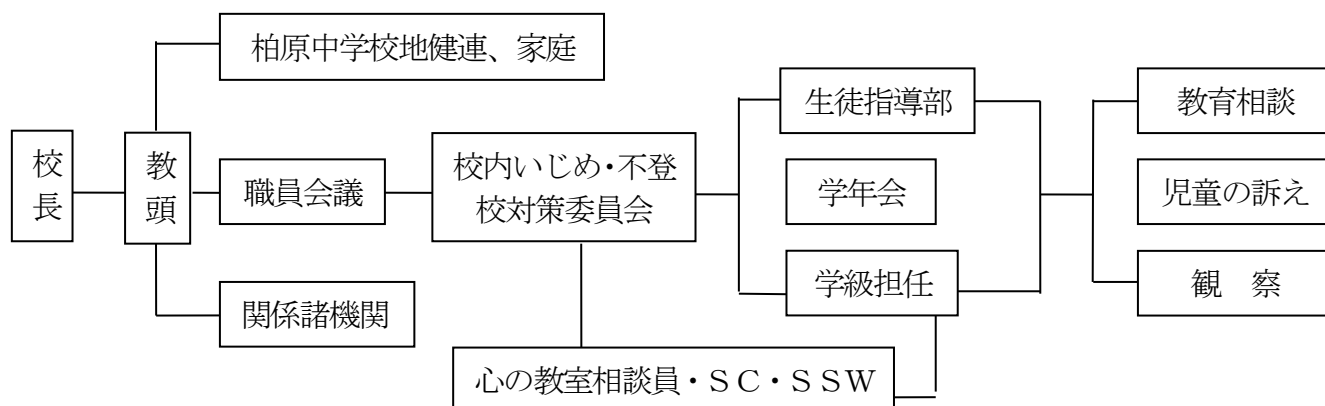
いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生活指導担当、養護教諭等で構成し、必要に応じて、該当学級担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1)「いじめ防止対策組織」



(2)「いじめ防止対策組織」の役割

ア「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ いじめ問題に対する取組が、学校いじめ防止基本方針に基づき適切に実施されているかの検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員のいじめに対する意識向上を図る。
- ・ 教育相談アンケート（含；いじめ）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 学年だよりやHome&School、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1)いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 「いじめによって子供たちが深く 傷つき自ら命を絶つようなことは決してあってはならず、こうした事案の根絶を目指す必要がある」との認識を徹底する。

(2)いじめの早期発見の取組

- ア 教育相談アンケート（含；いじめ）や教育相談を定期的に実施（年3回）、スクールサイン（3年生以上）の活用等で、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 校内研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、多様化するいじめを積極的に認知することで、いじめの早期発見を進める。

(3)いじめに対する措置

- ア いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことのないよう、迅速かつ組織的に対応する。

- イ いじめの発見・通報を受けたら「校内いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ウ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の教室相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ SNS等によるネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) 年度末に教職員によるいじめに関する取組の反省を行う。また、教職員、児童、保護者への学校評価アンケートを実施する。その結果をもとに、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) 「学校いじめ基本方針」は年度当初に保護者へ配付するとともにHPに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

